

広島県水道広域連合企業団管理規程第6号

広島県水道広域連合企業団土木工事検査規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月12日

広島県水道広域連合企業団企業長 横田美香

広島県水道広域連合企業団土木工事検査規程の一部を改正する規程

広島県水道広域連合企業団土木工事検査規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(検査員)</p> <p>第3条 材料検査及び出来形検査は広島県水道広域連合企業団建設工事執行規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第10号。以下「建設工事執行規程」という。）第19条第1項に規定する監督職員（以下「監督職員」という。）が行う。</p> <p>2 中間検査は、<u>企業長が命じる職員が行う。</u></p> <p>3 完成検査は、<u>企業長又は地方機関の長（以下「所長」という。）が命じる職員（以下「完成検査員」という。）が行う。</u></p> <p>4 <u>前項の完成検査については、次に掲げる検査</u></p>	<p>(検査員)</p> <p>第3条 材料検査及び出来形検査は広島県水道広域連合企業団建設工事執行規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第10号。以下「建設工事執行規程」という。）第21条第1項に規定する監督職員（以下「監督職員」という。）が行う。</p> <p>2 中間検査は、<u>企業長又は地方機関の長（以下「所長」という。）が命じる職員が行い、その職員は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める職員が行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>1件の請負代金額が1,000万円以上3,000万円未満の工事 所長が命ずる次長</u></p> <p>(2) <u>1件の請負代金額が3,000万円以上の工事 本部検査担当課参事（技術）又は本部各課の役付職員</u></p> <p>3 完成検査は、<u>次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める職員（以下「完成検査員」という。）が行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>1件の請負代金額が250万円未満の工事 企業長又は所長が命ずる係長（係長相当職を含む。）以上の職にある職員</u></p> <p>(2) <u>1件の請負代金額が250万円以上500万円未満の工事 本部検査担当課参事（技術）又は所長が命ずる課長（課長相当職を含む。）以上の職にある職員</u></p> <p>(3) <u>1件の請負代金額が500万円以上3,000万円未満の工事 本部検査担当課参事（技術）又は所長が命ずる次長</u></p> <p>(4) <u>1件の請負代金額が3,000万円以上の工事 本部検査担当課参事（技術）又は本部各課の役付職員</u></p> <p>4 <u>企業長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、前項に規定する完成検査員以外の職員に完成検査を行わせることができる。</u></p> <p>5 <u>前2項の完成検査については、次に掲げる</u></p>

査を除き、当該工事の監督職員を検査員とすることはできない。

(1)～(4) (略)

(出来形検査)

第6条 監督職員は、建設工事執行規程第41条第2項に規定する検査を行うほか、必要に応じて工事の途中で完成した出来形について検査を行い、その結果を当該検査に係る工事を所管する企業長又は所長（以下「企業長等」という。）に通知するものとする。

(中間検査)

第7条 中間検査は、当該工事の工程、使用材料の適否その他工事が適正に行われるために必要な事項について、企業長が必要と認める時期及び方法により行うものとする。

検査を除き、当該工事の監督職員を検査員とすることはできない。

(1)～(4) (略)

(出来形検査)

第6条 監督職員は、建設工事執行規程第44条第2項に規定する検査を行うほか、必要に応じて工事の途中で完成した出来形について検査を行い、その結果を当該検査に係る工事を所管する企業長及び地方機関の長等（以下「企業長等」という。）に通知するものとする。

(中間検査)

第7条 中間検査は、当該工事の工程、使用材料の適否その他工事が適正に行われるために必要な事項について、行うものとする。

2 中間検査の対象となる工事は、1件の請負代金額が1,000万円以上のものである。ただし、企業長が必要であると認めるときは、この限りでない。

3 中間検査は、1件の請負代金額が1,000万円以上1億円未満の工事にあつてはおおむね年1回、1件の請負代金額が1億円以上の工事にあつてはおおむね年2回これを行うものとする。ただし、短工期・単一工種の工事等は、中間検査の省略、及び設備工事や、仮設費、二次製品費（捨石、置き換砂を含む）等の占める割合が高い工事は、中間検査の回数を1回とすることができることとする。なお、低入札価格調査対象工事については、中間検査の完全実施により品質確保に努めるものとし必要に応じて、中間検査の回数を増すこととする。

4 中間検査は、1,000万円以上1億円未満の工事の場合、進捗率がおおむね40から50パーセントの時点で実施し、1億円以上の工事の場合、30パーセント及び60パーセントの時点で実施するものとする。

5 企業長等は、中間検査の必要な工事については、あらかじめ、企業長が別に定める検査計画書を作成し、これを技術部長に提出しなければならない。

6 技術部長は、前項の検査計画書の提出があつた場合において、中間検査の必要があると認めるときは企業長が別に定める検査通知書により、遅滞なく、検査年月日及び検査員を企業長等に通知するものとする。

7 中間検査員は、中間検査を完了したときは、企業長が別に定める検査記録を作成し、中間検査調書に添付しなければならない。

8 中間検査員は、前項の検査記録に特記事項がある場合は、その写しを本部検査担当課参事（技術）に提出しなければならない。

9 本部検査担当課参事（技術）は、企業長が別に定める工事検査箇所調書を作成し、検査

<p>(完成検査) 第8条 完成検査は、<u>当該工事の完成した出来形について行うものとする。</u></p> <p>(工事の手直し) 第11条 第3条第3項の規定により検査を行った職員は、検査の結果工事の一部が契約条項に違背しているとき（根掘の埋戻しを怠り、又は仮工事の復旧をしていないときを含む。）は、直ちに、相当の期間を明示して当該期間内に手直しを完了させるよう企業長等に指示しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により指示をした職員は、当該指示した事項を企業長に報告しなければならない。<u>ただし、企業長に指示した内容については、報告を省略することができるものとする。</u></p> <p>附 則 1 (略) (経過措置) 2 (略) 3 広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第1号）第5条第3項に規定する地方機関（広島水道事務所を除く。）が執行する工事については、<u>令和8年3月31日までの間、法令その他別に定めのあるものを除くほか、構成団体（広島県を除く。）の建設工事執行規則等をこの規程とみなして適用する。</u> 4-6 (略)</p>	<p><u>の実施状況及び検査結果の取りまとめをしなければならない。</u></p> <p>10 <u>企業長等は、前項の規定により対応を行ったときは、企業長が別に定める中間検査特記事項対応報告書により、遅滞なく、その旨を当該工事の中間検査員に報告し、その確認を受けなければならない。</u></p> <p>(完成検査) 第8条 完成検査は、<u>建設工事請負契約約款第31条に基づき、土木工事検査技術基準及び舗装工事検査技術基準などにより検査を行うものとする。</u></p> <p>2 <u>企業長等は、完成検査員が行う工事の完成検査については、あらかじめ、企業長が別に定める検査計画書を作成し、これを企業長に提出しなければならない。</u></p> <p>3 <u>技術部長は、前項の検査計画書の提出があった場合においては、企業長が別に定める検査通知書により、遅滞なく、検査年月日及び検査員を企業長等に通知するものとする。</u></p> <p>4 <u>第3条第3項第4号に規定する完成検査員は、検査の実施状況及び検査結果の取りまとめをしなければならない。</u></p> <p>(工事の手直し) 第11条 第3条第3項又は第4項の規定により検査を行った職員は、検査の結果工事の一部が契約条項に違背しているとき（根掘の埋戻しを怠り、又は仮工事の復旧をしていないときを含む。）は、直ちに、相当の期間を明示して当該期間内に手直しを完了させるよう企業長等に指示しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により指示をした職員は、当該指示した事項を企業長に報告しなければならない。</p> <p>附 則 1 (略) (経過措置) 2 (略) 3 広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第1号）第5条第3項に規定する地方機関（広島水道事務所を除く。）が執行する工事については、<u>当分の間、法令その他別に定めのあるものを除くほか、構成団体（広島県を除く。）の建設工事執行規則等をこの規程とみなして適用する。</u> 4-6 (略)</p>
--	---

この規程は、令和8年4月1日から施行する。